

重要事項説明書

この書面では、スマ Qhome（家財保険・賠償責任保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

契 約 概 要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

用語の説明

家 財	住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する者が所有するものをいいます。
貴 金 属 等	1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
再 調 達 価 額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時 価 額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
住 宅	被保険者が居住する保険証券等記載の戸室または建物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特 約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被 保 険 者	保険契約により補償の対象となる方をいい、保険証券等に記載の被保険者をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保 険 金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当社がその損害や費用に對して支払う金銭のことをいいます。
保 険 金 額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保 険 契 約 者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保 険 料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
持 ち 出 し 家 財	家財のうち、被保険者または被保険者と同居する者によって住宅から一時的に持ち出された家財をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 契 約 概 要

この保険は、家財保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。家財保険では火災、水濡れ、盗難などの事故による住宅に収容されている家財の損害等に加え、住宅の洗面台、便器、浴槽に生じた破損等による交換費用等を補償します。また、賠償責任保険では、火災や給排水設備に生じた事故による住宅の貸主への損害賠償責任や日常生活における他人への損害賠償責任を補償します。

この保険契約は、特段のお申出をされない限り、所定の条件にて自動的に継続されます。

家財の補償	火災、落雷、破裂・爆発
	給排水設備に生じた事故または他戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水
	風災・雹災・雪災
	建物の外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊
	騒擾 ^{じょう} 等に伴う暴力行為など
	いたずら
	盗難
	水災



費用の補償	臨時費用保険金	近隣見舞費用保険金
	修理費用保険金	緊急避難費用保険金
	水道管等修理費用保険金	洗面台交換費用保険金
	地震火災費用保険金	ガラス交換費用保険金
	ドアロック交換費用保険金	便器交換費用保険金
	ピッキング防止費用保険金	浴槽交換費用保険金
	残存物清掃費用保険金	遺品整理費用保険金



賠償責任の補償	借家人賠償責任	個人賠償責任
----------------	----------------	---------------

※この保険には、示談交渉サービスは付帯されておりません。事故が発生した場合はお客様（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を進めていただきます。当社の承認を得ずにお客様（被保険者）で示談締結をされた場合は、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 基本となる補償等

① 補償の対象 契約概要

- (ア) 住宅に収容されている家財および同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている家財を対象とします。
- (イ) 保険の目的に含まれない主な家財は、以下のとおりです。
- ⑦ 自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）
- ⑧ 通貨（※）、有価証券、預貯金証書（※）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの
- ⑨ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- ⑩ 動物および植物等の生物
- ⑪ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑫ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑬ 商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの
- ⑭ その他保険証券等記載のもの
- ※ 「② 基本となる補償 ■ 家財補償 ⑦ 盗難」の盗難保険金の支払事由に該当するものを除きます。

② 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参考ください。

■ 家財補償（保険金額 250～1,000 万円）

保険金をお支払いする主な場合（損害保険金・盗難保険金・水害保険金）	
⑦ 火災 ⑧ 落雷 ⑨ 破裂・爆発 ⑩ 給排水設備に生じた事故または他戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水 ⑪ 風災・雹災・雪災 ⑫ 住宅の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑬ 騒擾等に伴う暴力行為など ⑭ いたずら ⑮ 盗難 ⑯ 水災	
お支払いする保険金の額	
⑦～⑯	再調達価額による損害の額 (1回の事故につき保険金額を限度。ただし、貴金属等の場合は時価額が1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき50万円を限度)
⑭ いたずら	再調達価額による損害の額 (1回の事故につき30万円を限度)
⑮ 盗難	《保険の目的の盗難の場合》 再調達価額による損害の額 (1回の事故につき50万円を限度。ただし、貴金属等の場合は時価額が1個または1組ごとに30万円を限度) 《住宅内における通貨・預貯金証書の盗難の場合》 損害の額 (1回の事故につき1世帯ごとに、通貨は20万円、預貯金証書は200万円を限度)
⑯ 水災	《床上浸水によって損害が生じた場合》 a. 保険の目的に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 損害の額 × 100% = 損害保険金（保険金額を限度） b. 保険の目的に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 保険金額（注）×10% = 損害保険金

	<p>c. 保険の目的に再調達価額の 15%未満の損害が生じた場合 保険金額（注）× 5 % = 損害保険金 (注) 保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、上記計算式の「保険金額」を「保険の目的の再調達価額」と読み替えます。</p> <p>《床上浸水以外の場合で、保険の目的に再調達価額の 30%以上の損害が生じた場合》 損害の額 × 100% = 損害保険金（保険金額を限度）</p>
--	---

■持ち出し家財保険金

保険金をお支払いする主な場合

日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等もっぱら通路に利用されるものを除きます。）において、「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨、⑩」の事故によって持ち出し家財に損害が生じた場合に補償します。

お支払いする保険金の額

再調達価額による損害の額

（1回の事故につき 50 万円を限度。持ち出し家財が貴金属等の場合は時価額が1個または1組ごとに 30 万円を限度）

■その他の費用補償

臨時費用保険金

「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨」の事故によって損害保険金が支払われる場合において、保険の目的が損害を受けたために臨時に費用が発生する場合に補償します。
 （1回の事故につき損害保険金の 30%に相当する額を限度）

修理費用保険金

「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨、⑩、⑪」の事故および住宅内での被保険者の死亡によって、住宅または同一の敷地内に所在する物置・車庫に損害が生じ、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用が発生した場合に補償します。ただし、賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

（1回の事故につき 100 万円を限度とし、住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき 50 万円を限度）

水道管等修理費用保険金

凍結により住宅の専用水道管に損害が生じた場合、または、凍結により住宅の給湯器に損害が生じ、水道管または給湯器を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を被保険者が自己の費用で修理した場合に補償します。ただし、パッキングにのみ生じた損害や、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）の専用水道管にかかる水道管等修理費用は除きます。

（1回の事故につき 10 万円を限度）

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次に掲げる事実のいずれかに該当し、それによって臨時に費用が発生する場合に補償します。

保険金額 × 5 % = 地震火災費用保険金

損害の状況の認定は、以下のとおりです。

- a. 保険の目的を収容する住宅が半焼以上となった場合
- b. 住宅に a までの損害がない場合で、保険の目的が全焼の場合

ドアロック交換費用保険金

住宅のかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者が同一の構造、質、規模、能力のドアロック（ドアの錠をいいます。）を自己の費用で交換した場合に補償します。

（1回の事故につき3万円を限度）

ピッキング防止費用保険金

住宅が盗難あるいは第三者のいたずらに遭い、玄関のドアロック（ドアの錠をいいます。）を開錠された場合において、被保険者が同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用、もしくは防犯装置設置の費用を自己の費用で交換した場合に補償します。

（1回の事故につき3万円を限度）

残存物清掃費用保険金

「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨、⑪」の事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた家財の残存物の清掃および運搬に必要な費用が発生する場合に補償します。

（損害保険金の5%を限度）

近隣見舞費用保険金

「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨」の事故により損害保険金が支払われる場合において、家財または住宅から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物に限ります。）に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合に補償します。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（1被災世帯あたり5万円、1回の事故につき保険金額の5%を限度）

緊急避難費用保険金

「▪ 家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨、⑪」の事故により損害保険金が支払われる場合において、住宅に損害が生じ、被保険者が、住宅の代替として居住用施設または宿泊施設を臨時に使用した場合に補償します。

（損害保険金の5%を限度）

ただし、住宅の復旧のために通常要する期間の緊急避難費用に限るものとし、次に掲げる費用を除きます。

- a. 敷金等その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金
- b. 損害が発生した日からその日を含めて30日間を超える期間に対応する費用

洗面台交換費用保険金

住宅の洗面台が破損または汚損し、被保険者が同一の構造、質、規模、能力の洗面台を自己の費用で交換した場合に補償します。ただし、経年劣化による破損または汚損や、修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

（1回の事故につき5万円を限度）

ガラス交換費用保険金

熱により住宅のガラスが破損し、被保険者が同一の構造、質、規模、能力のガラスを自己の費用で交換した場合に補償します。ただし、火災による熱でのガラスの破損や、修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

（1回の事故につき10万円を限度）

便器交換費用保険金

住宅の便器が破損または汚損し、被保険者が同一の構造、質、規模、能力の便器を自己の費用で交換した

場合に補償します。ただし、経年劣化による破損または汚損や、修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1回の事故につき10万円を限度)

浴槽交換費用保険金

住宅の浴槽が破損または汚損し、被保険者が同一の構造、質、規模、能力の浴槽を自己の費用で交換した場合に補償します。ただし、経年劣化による破損または汚損や、修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1回の事故につき5万円を限度)

遺品整理費用保険金

住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で現実にこれを負担した場合に補償します。ただし、賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合もしくは被保険者の法定相続人がいない場合を除きます。

(30万円を限度)

■ 賠償責任補償（保険金額 1,000万円）

借家人賠償責任保険金をお支払いする主な場合

以下の偶然な事故により住宅が損壊した場合において、住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に補償します。

- ⑦ 火災
- ① 破裂・爆発
- ④ 借用戸室内で生じた漏水・放水・溢水による水濡れ
- ⑤ 被保険者の死亡による住宅の汚損または遺品整理

個人賠償責任保険金をお支払いする主な場合

日本国内で生じた以下の偶然な事故により他人の身体に障害を与えたり、財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に補償します。

- ② 住宅の使用・管理に起因する偶然な事故
- ④ 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

お支払いする保険金

損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用など

(1回の事故につき保険金額を限度。ただし、「借家人賠償責任保険金をお支払いする主な場合⑦」による借用戸室の汚損については、家財保険の修理費用保険金が支払われない場合において1回の事故につき50万円を限度、また、遺品整理費用保険金が支払われない場合において1回の事故につき30万円を限度)

③ 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

家財補償・修理費用補償・その他の費用補償

- ⑦ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ① 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意
- ④ 家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ⑤ 「■家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑦～⑨」の事故の際ににおける家財の紛失または盗難
- ⑥ 家財が屋外にある間に生じた盗難。ただし、家財が住宅の定められた敷地内の自転車置き場にある場合や持ち出し家財費用保険金で支払える場合を除きます。
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロ

リズムにより生じた事故を含みます。)

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用保険金が支払える場合を除きます。
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- ⑫ ⑬以外の放射性放射または放射能汚染
- ⑭ 保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- ⑮ 「■家財補償 保険金をお支払いする主な場合⑯」の事故により建物・戸室の付属物から盗難され損害が生じた場合において、建物・戸室の付属物に施錠がされていなかった場合

賠償責任補償

- ⑰ 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- ⑱ 被保険者の心神喪失または指図
- ⑲ 住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
- ⑳ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロリズムにより生じた事故を含みます。）
- ㉑ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ㉒ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- ㉓ ㉔以外の放射性放射または放射能汚染
- ㉕ 被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償責任を超えて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任を超えた部分の損害賠償責任
- ㉖ 被保険者が住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ㉗ 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
- ㉘ 被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ㉙ 被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ㉚ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ㉛ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（借家人賠償責任を除きます。）
- ㉜ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、飛行機、自動車、自動二輪車（自転車など主動力が人力であるものを除きます。）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます。）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

④ 主な特約の概要 契約概要

■家財保険 クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約/賠償責任保険 クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約

当社が指定するクレジットカードを使用して、保険料を一括で払い込みいただきます。

⑤ 補償の重複 注意喚起情報

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等により、補償内容が同様の保険契約（当社の他の保険契約にセットされている特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
賠償責任保険	自動車保険・家財保険等の個人賠償責任特約

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は2年間です。保険証券記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み 契約概要

この保険契約の保険料は、選択される家財の保険金額によって決まります。この保険契約の保険料は、申込画面の保険料欄等に表示しておりますので、ご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

この保険契約の保険料の払い込みは、保険契約者名義のクレジットカードによる一括払いとなります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込をもって保険契約が成立するため、補償が開始するまでに保険料を払い込んでください。
継続契約の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日となります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

(1) 告知義務 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、当社が告知を求める事項（告知事項）について、事実を正確に回答いただく義務があります（告知義務）。告知事項について、事実を正確にもれなくお知らせください。告知内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

- ① クーリングオフとは、契約のお申し込み後であっても、申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。ただし、以下の契約はクーリングオフの対象外です。
 - (ア) 継続保険契約
 - (イ) 営業または事業のための保険契約
 - (ウ) 法人または社団・財団が締結した保険契約この保険契約は、保険期間が1年以内のため、保険契約成

立後に、申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

- ② 契約をお申し込みいただいた日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。すでに保険金を支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフの申し出があった場合は、クーリングオフの効力は発生せず、契約は有効に存続するものとします。
- ③ クーリングオフの申し出の場合には、当社ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。
スマ Qhome お問い合わせフォーム：<https://www.tssi.co.jp/ask/>

【お申込みフォームへの記載事項】

- (ア) 保険契約をクーリングオフする旨
(イ) 保険契約者の住所、氏名、日中の連絡先の電話番号、メールアドレス
(ウ) 申込年月日、保険商品名（スマ Qhome）、証券番号
- ④ クーリングオフの効力が発生した場合には、すでに払い込みいただいている保険料の返金手続きについて当社よりご連絡いたします。

3 契約締結後におけるご確認事項

（1）通知義務等 注意喚起情報

保険契約の申込み時にご登録いただいた情報（住所、メールアドレス等）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。変更が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかったときは、保険金をお支払いできない場合があります。

（2）保険契約の解約 契 約 概 要 注意喚起情報

この保険契約を保険期間の中途において解約する場合は、当社に速やかにお申出ください。保険始期日からの経過月数に応じて領収済の保険料に以下の係数を掛けて算出した保険料を返還します。

	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1年目	85%	81%	78%	74%	70%	67%	63%	59%	56%	52%	48%	44%
2年目	41%	37%	33%	30%	26%	22%	19%	15%	11%	7%	4%	0%

（注）計算結果の10円未満の端数は、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

（3）保険契約の解除 注意喚起情報

① 被保険者による解除

被保険者が保険契約者と異なる保険契約で、被保険者になることについて同意していなかった場合など一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解除を求めることができます。被保険者から解除の申出があった場合は、保険契約者はただちに当社までご連絡ください。

② 重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、当社はこの保険契約を解除することができます。事故が発生した場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

（4）保険金の削減・保険料の増額 契 約 概 要 注意喚起情報

保険金の支払事由が集積し、当社の経営維持に重大な影響があると認められる場合は、保険金の削減を行うことがあります。また、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、当社が保険終期日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合は、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

(5) 保険契約の自動継続 注意喚起情報

継続契約の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険終期日の 60 日前までに、当社から保険契約者宛に継続案内書により通知します。
- ② 継続案内書の記載内容に変更すべき事項がある場合は当社にお知らせください。保険契約が終了する前日までに特段の申し出がない場合には、継続案内書に記載された内容で保険契約を継続します。
- ③ 継続を希望されない場合は、保険契約が終了する前日までに保険契約者より包括事務委託先を通じてお知らせください。
- ④ 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険始期日とする継続契約には、その保険始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、保険契約を継続できないことがあります。
- ⑤ 継続時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続しません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 少額短期保険募集人の権限 注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。インターネットを経由して申込みいただいた保険契約は、当社が保険契約の申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

(2) 少額短期保険業者について 注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受け可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 保険期間は、2年または1年までと定められています（この保険契約の場合は1年間までとなります）。
- ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③ 被保険者一人についてお引き受けできるすべての保険契約の保険金額の総額は1,000万円が上限と定められています。ただし、事故発生率の低い賠償保険については、別枠で1,000万円が上限となります。
- ④ 保険契約者ごとにお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限と定められています。

(3) 少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて 注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

(4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社が保険契約の引き受けや保険金のお支払いなどのために利用するほか、当社および東急不動産ホールディングスグループが各種商品・サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、利用目的において必要な範囲内で、当社が取得した個人情報を第三者（業務委託先など）に対して提供することができます。

詳細は当社ウェブサイト「個人情報保護に関する基本方針」(<https://www.tssi.co.jp/privacy/>)をご確認ください。

(5) 支払時情報交換制度について

少額短期保険業者は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社との間で、保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/>）をご覧ください。

<各種お問い合わせ先>	<指定紛争解決機関> 注意 嘘起情報
<p>■事故が起こった場合 事故受付フリーダイヤル（24時間 365日受付） 0120-675-265</p> <p>■保険に関する相談・苦情・連絡窓口 東急少額短期保険カスタマーサポート お問い合わせフォーム https://www.tssi.co.jp/ask/ 営業時間 10時～17時 (土日祝、年末年始、5月1日、12月3日休業) 〈引受保険会社〉 東急少額短期保険株式会社 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-16-3</p>	<p>当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。 なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。</p> <p>一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」</p> <p>0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755 受付時間: 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日および年末年始休業期間を除く)</p>

TSSI202511-RA0134 (2025年11月)